団費減免に関する細則

（規則第10号）

（目的）

第１条　　この細則は，楽員の事情による団費の支払い範囲を公正に規定するものである。

（減免範囲）

第２条　　団費の減免の範囲は次の通りとする。

1. 勤務や学業の事情による休団を理由とする者
2. 就学者で母子家庭である者
3. その他，運営協議会で承認された者

（減免手続）

第３条　　団費減免の措置を希望する者は，団費減免申請書を総務担当運営委員へ提出しなければならない。

（減免の割合）

第４条　　団費減免の割合は次の通りとする。

1. 勤務や学業の事情による休団を理由とする者
   40％免除
2. 高校生以下の就学者で父子または母子家庭である者
   50％免除
3. 疾病、出産及び産後１年以内の育児による休団を理由とする者
   70％免除
4. その他，運営協議会で承認された者　30％免除

（減免対象外事項）

第５条　　無断で長期にわたり休団している者については，正規の団費を徴集する。

（業務者の守秘義務）

第６条　　この手続きに携わる者は，業務によって知り得た対象者の申請内容を楽員でありとも，業務に携わる者以外に口外してはならない。

附 則　1. この細則は，平成10年4月1日を以って，施行する。
2. この細則の改廃は，運営協議会の議決を要す。
3. 平成15年4月1日　第４条を一部改正施行する。
4. 平成19年4月5日　第３条を一部改正施行する。